

## 資料 2 - 1 「取替困難機器の経年劣化の分類に関するご意見 への対応について」に関するコメント

- (1) 1 ページの「2. ご意見に対する対応について」には、「A) 技術的な意見交換の全般に関する前提」として「意見交換の全般にあたって、今回は前提を置いた上で一般論として意見交換をしております。」とあります。どのような前提を置いたのか説明して下さい。
- (2) 5 ページの「表 9 ガイド別添 A において整理した分類の凡例と考え (ガイド分類見直し版)」について以下を説明して下さい。
- (a) 「ガイド分類の説明」には、「① 長期停止期間中の経年劣化の発生・進展が、プラントの長期運転において機器・構造物の機能維持に影響を及ぼすおそれがある経年劣化事象」、「② 長期停止期間中に経年劣化要因があり、経年劣化の発生・進展がプラントの長期運転において機器・構造物の機能維持に影響を及ぼさないように、適切な保全活動を行う必要がある経年劣化事象」とあるが、「プラントの長期運転において」とはどういう意図か。
- (b) 「長期停止期間中の保全活動」には、保管対策と点検が記載されている。補修は含まれないという理解でよいか。
- (c) 「ガイド分類」の③は、「長期停止期間中の保全活動」は「不要」とされている。長期停止期間中は保全活動を行わないという理解でよいか。
- (d) 「対象機器・構造物及び経年劣化事象」の「応力腐食割れ (PWR (冷却材入口管台等)、BWR (計装ノズル等))」は、「長期停止期間中の保全活動」として「水質管理」とされているが、点検はされないという理解でよいか。補足説明事項では、「日常保全として、ISI プログラムに従い検査」とされている。
- (e) 「対象機器・構造物及び経年劣化事象」の「腐食 (全面腐食) (BWR (主蒸気ノズル等))」は、「長期停止期間中の保全活動」として「水質管理」とされているが、点検はされないという理解でよいか。補足説明事項では、「国内の全 BWR プラントにおいては、設計、製造段階で、余裕を持った腐食量を設定しており、運転期間中に想定される腐食量が設計段階で考慮している腐食量よりも十分に小さいことを評価や点検により確認している。」とされている。
- (3) 25 ページの「ATENA ガイドライン (別添 A) と技術ベースとの関係 (コンクリート構造物)」「アルカリ骨材反応 (コンクリートの強度低下)」及び 26 ページの「凍結融解 (コンクリートの強度低下)」の補足説明事項

には、「なお、高経年化技術評価未実施プラントについても、同様に反応性骨材ではないこと等を確認しているため、経年劣化要因を排除・抑制している。」とされているが、根拠となる技術ベースが提示されていない。